

## 1 事前協議

◆ 消防局予防指導課危険物指導係との協議

## 2 事前届出

◆ 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画の事前提出について」  
◆ 「震災時等危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」

各2部  
提出

【実施計画書添付書類】

- ① 付近見取り図
- ② 敷地配置図
- ③ 仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図・詳細図
- ④ その他必要な書類

◆ 実施計画書作成例

## 3 災害発生

◆ 災害救助法適用又はこれと同等以上の被害であると認められる場合で  
消防局長が必要と認めた場合に運用を適用

## 4 電話等受付

◆ 口頭による承認

## 5 仮貯蔵・仮取扱い開始

## 6 現場調査

◆ 不備が認められる場合は安全対策を指導

## 7 申請

◆ 申請書に手数料（5,400円）を添えて2部提出

## 8 再申請

◆ 再承認は4から7までによる（原則2回まで）

※部分は提出者の手続きを示す

<事前協議窓口>

湖南広域消防局 予防指導課 危険物指導係

<運用開始年月日>

平成30年4月1日

お問い合わせ先 湖南広域消防局

予防指導課危険物指導係 077-552-8824

西消防署予防指導係 077-568-0119

南消防署予防指導係 077-564-4951

東消防署予防指導係 077-587-1119

中消防署予防指導係 077-552-0119

北消防署予防指導係 077-584-2119